

(陳受R6第2号)

「健康保険証の存続を求める」意見書採択を求める要望書

受理年月日

令和6年2月5日

陳情者

山口市小郡栄町1-2 山口県保険医会館(事務局)
山口県保険医協会 下松・光支部
代表幹事 秀浦 信太郎

陳情の要旨

政府は現行の健康保険証を2024年12月2日に廃止し、マイナンバーカードに一体化させる(マイナ保険証とする)ことを表明しました。

マイナ保険証をめぐるのはじめとした健康保険証情報の誤登録や漏えいをはじめとした様々なトラブルが続出しました。そうした事態を受けて、政府はマイナンバー総点検本部を立ち上げましたが、その最終報告でも情報の紐づけ誤りが1.6万件にも達することが明らかとなっており、多くの患者、国民の不安は払しょくされないままとなっています。医療の現場においても、全国保険医団体連合会によるトラブル調査(3次にわたる調査、直近では12/20発表)によって、名前や住所の黒丸表記、資格情報無効、顔認証エラーなどトラブルが相次いでいることが明らかとなっており、その対応に日々追われているのが現状です。

また、健康保険証が廃止されれば、任意の取得であるマイナンバーカードを持たない人は公的保険医療から遠ざけられることになり、国民皆保険のもとで守られている命と健康が脅かされてしまいます。そのため政府は、マイナンバーカードを持たない人、あるいは持っても資格確認ができない事態に対して、「資格確認書」の交付をはじめ様々な施策を示していますが、場当たりの対応の中で被保険者資格確認のための「証明書」が5通りにも及んでおり、医療現場がさらに混乱することは必至の状況です。トラブル解決には健康保険証の提示が唯一の方法となっていることは厚生労働省も認めており、「新たな証」の交付のために無駄な費用と時間をかけず、健康保険証を残せばよいだけだと考えます。

健康保険証は憲法25条に基づく国民皆保険制度の根幹となるものであり、交付は健康保険法において国、保険者の義務とされています。この間の世論調査でも明らかのように、多くの国民は健康保険証の廃止に反対をしています。私たちは、現行の健康保険証を残して、安心して医療を受けることができる国民皆保険制度を守ることを求めています。

以上のことから、地方自治法第99条に基づき、国会および政府・関係行政庁に「健康保険証の存続を求める」意見書を採択して頂くよう要請します。